

事 務 連 絡  
平成23年4月13日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
殿  
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

東日本大震災の発生に伴う私立学校法に定めのある規定の留意点等について

平素より私学行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたびの東日本大震災の発生に伴う影響を受けて、私立学校法に基づく理事会等の運営や関係書類の作成等に関して、特に問い合わせのあった事項を中心に、別紙のとおり留意点等をまとめました。

各学校法人におかれましては、当該資料を参考の上、学校法人の適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、所轄の各学校法人に周知いただきますようお願いいたします。

その他、別紙に関するご質問や、今般の東日本大震災に伴う学校法人の管理・運営等の取扱いに関し不明な点等がございましたら、別途お問い合わせください。

(担当)

私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内2532）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

## 1. 理事長の職務執行

問1 理事長が病気、死亡又は連絡がとれない等の理由により、理事長の行うべき職務（理事会・評議員会の招集、学校法人の業務執行、学校法人を代表した第三者との取引等）が実施できない場合はどうすればよいか。

(答)

【寄附行為に理事長の職務代理に関する規定がある場合】

1. 理事長に事故があるとき（疾病による職務遂行困難等）や、理事長が欠けたとき（死亡等）には、寄附行為の規定により、理事のうち理事長の職務を代理することが定められた者が理事長の行うべき職務を行うこととなります。（私立学校法第37条第2項）

【寄附行為に理事長の職務代理に関する規定がない場合、又は当該規定があるものの、その規定に定める者も事故がある又は欠けた場合】

2. 学校法人の寄附行為の定めに従って、新しい理事長を選任することが可能であれば、理事長を選任し、職務を執行させることとなります。

3. 寄附行為に定める理事長の選任方法が、理事の互選による等、理事会の決議を必要としている場合には、他の理事も欠けた等の理由により理事会の定足数を満たすことができず、上記2.の方法では理事長が選任できないことも考えられます。この場合、所轄庁に対して仮理事の選任を請求し、選任された仮理事を含めた理事会を開催し、改めて理事長を選任することとなります。（同法第40条の3）

## 2. 理事会の運営

問2 定足数を満たすだけの理事が集まらず、理事会を開くことができない場合はどうすればよいか。

(答)

【欠けた理事を除いても理事会の定足数を満たすものの、一堂に会することが困難という場合】

1. 学校法人の理事会運営においては、理事会開催の際に理事が一堂に会して審議・議決を行うことが望ましいですが、私立学校法上は、理事会の開催の方法は各学校法人の寄附行為の定め委ねられており、理事が一堂に会することは要件とはなっていません。

したがって、理事会に出席できない個々の理事から当該理事会の議事に係る委任状をとることが考えられます。その際、議題等を示さず委任をとるいわゆる白紙委任は不適當な手続となりますので、ご注意ください。

2. なお、理事の死亡が確認されておらず、行方不明、安否未確認等の理由により連絡のとれない場合、寄附行為の定めにもよりますが、合理的に取り得る手段をもって理事会の開催を通知すれば、その到達の成否を問わず、理事会は有効に成立するものと考えられます。但し、連絡のとれない理事を除いて定足数を満たす必要があります。

【欠けた理事を除くと理事会の定足数を満たすことができない場合】

3. 所轄庁に対して仮理事の選任を請求し、選任された仮理事を含めた理事会を開催することが考えられます。(同法第40条の3)

### 3. 評議員会の運営

問3 定足数を満たすだけの評議員が集まらず、評議員会を開くことができない場合はどうすればよいか。

(答)

【欠けた評議員を除いても評議員会の定足数を満たすものの、一堂に会することが困難という場合】

1. 問2で述べた理事会の場合と同様、各学校法人の寄附行為の規定によりますが、私立学校法上、評議員会の開催に際して評議員が一堂に会することは要件とはなっていません。

2. なお、評議員の死亡が確認されておらず、行方不明、安否未確認等の理由により連絡のとれない場合、寄附行為の定めにもよりますが、合理的に取り得る手段をもって評議員会の開催を通知すれば、その到達の成否を問わず、評議員会は有効に成立するものと考えられます。但し、連絡のとれない評議員を除いて定足数を満たす必要があります。

【欠けた評議員を除くと評議員会の定足数を満たすことができない場合】

3. 寄附行為に定めるところに従い、改めて評議員を選任し直す手順をとることとなります。

### 4. 予算と決算

問4-1 私立学校法第47条第1項の規定により、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び業務報告書を5月末までに作成することになっているが、間に合わない場合はどうすればよいか。

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)第4条及び、平成23年3月12日付けで公布・施行された「平

成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号)により、私立学校法に規定する履行期限までに履行できないもので、かつ、その不履行が今回の災害によるものである場合は、平成23年6月30日までの間、その不履行について責任を問わないこととなっています。

従って、東日本大震災によって財産目録等を平成23年5月31日までに作成出来ない場合は、平成23年6月30日までに作成すればよいこととなります。

問4-2 今回の震災により、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び業務報告書を作成するために必要となる書類を毀損又は逸失してしまったが、どのように作成すればよいのか。

(答)

財産目録等の作成に必要な書類が喪失した場合の当該書類の作成方法については、日本公認会計士協会のホームページ ([http://www.hp.jicpa.or.jp/specializ field/post\\_1490.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specializ field/post_1490.html)) に公表されておりますので、参考としてください。例えば、所轄庁や日本私立学校振興・共済事業団に前年度提出した計算書類及び学校法人基礎調査、監査人が保持している計算書類をもとに作成することなどが考えられますが、監査人によくご相談いただくとともに、必要な場合には所轄庁や日本私立学校振興・共済事業団にもお問い合わせください。(連絡先：日本私立学校振興・共済事業団私学情報室(電話：03-3230-7839))